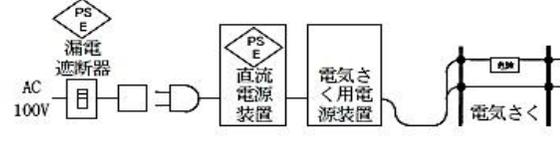
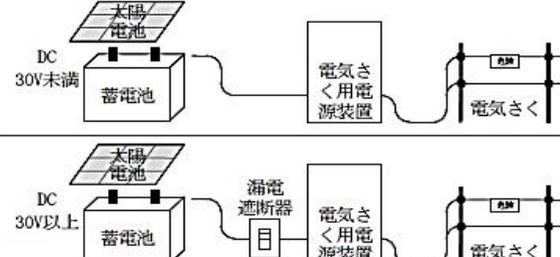


電気さくの安全管理について

- 電気さくについては、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第74条において「感電又は火災のおそれがないように施設」しなければならないものとされており、具体的には以下の基準を満たす必要がある。（電気設備の技術基準の解釈 第192条）
 - ① 危険である旨の表示をすること。（第二号）
 - ② 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いること。（第三号）
 - ③ 使用電圧30V以上の電源から電気供給を受けかつ、人が容易に立ち入る場所に電気さくを設置するときは、漏電遮断器を設置すること。（第四号）
 - ④ 容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を設置すること。（第五号）

※上記①～③による電気さくの施設方法の例

規定	第三号		第四号	
	施設方法	直流電源装置	電気さく用電源装置	漏電遮断器
第三号イ		—	電気用品安全法適用品	必要※1 電気用品安全法適用品※2
第三号ロ(イ)		電気用品安全法適用品	感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限されるもの	必要※1 電気用品安全法適用品※2
第三号ロ(ロ)		—		—
				必要※1

上記に沿った電気工作物であるのか判断に迷う場合、最寄の産業保安監督部等へお問い合わせください。

連絡先：
 北海道産業保安監督部 (011-709-1795)
 関東東北産業保安監督部 (048-600-0386)
 東北支部 (022-221-4947)
 中部近畿産業保安監督部 (052-951-2817)
 北陸産業保安監督署 (076-432-5580)
 近畿支部 (06-6966-6056)
 中国四国産業保安監督部 (082-224-5742)
 四国支部 (087-811-8585)
 九州産業保安監督部 (092-482-5519)
 那覇産業保安監督事務所 (098-866-6474)

経済産業省
 商務流通保安グループ 電力安全課
 (03-3501-1742)

※1：人が容易に立ち入る場所に施設する場合

※2：電気用品安全法の規定による

「電気さく」の設置に関するQ&A

Q. 「電気さく」は自由に設置できますか？

A. 電気さくは、田畑や牧場などで、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。設置に際しては、前ページの「電気さくを設置する際の主な注意点」を守る必要があります。

Q. 「電気さく」の設置の際に守らなければならない基準は何ですか？

A. 電気さくは、電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならない主な基準は以下の通りです。

- ①危険である旨の表示をすること。
- ②出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
- ③漏電遮断器を設置すること。
- ④専用の開閉器(スイッチ)を設置すること。

Q. 「電気さく」の設置方法に関する問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくの設置方法については、以下のとおり、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部	(011-709-1795)
関東東北産業保安監督部東北支部	(022-221-4947)
関東東北産業保安監督部	(048-600-0386)
中部近畿産業保安監督部	(052-951-2817)
北陸産業保安監督署	(076-432-5580)
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(06-6966-6056)
中国四国産業保安監督部	(082-224-5742)
中国四国産業保安監督部四国支部	(087-811-8585)
九州産業保安監督部	(092-482-5519)
那覇産業保安監督事務所	(098-866-6474)
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課	(03-3501-1742)

..... このパンフレットに関するお問い合わせ先

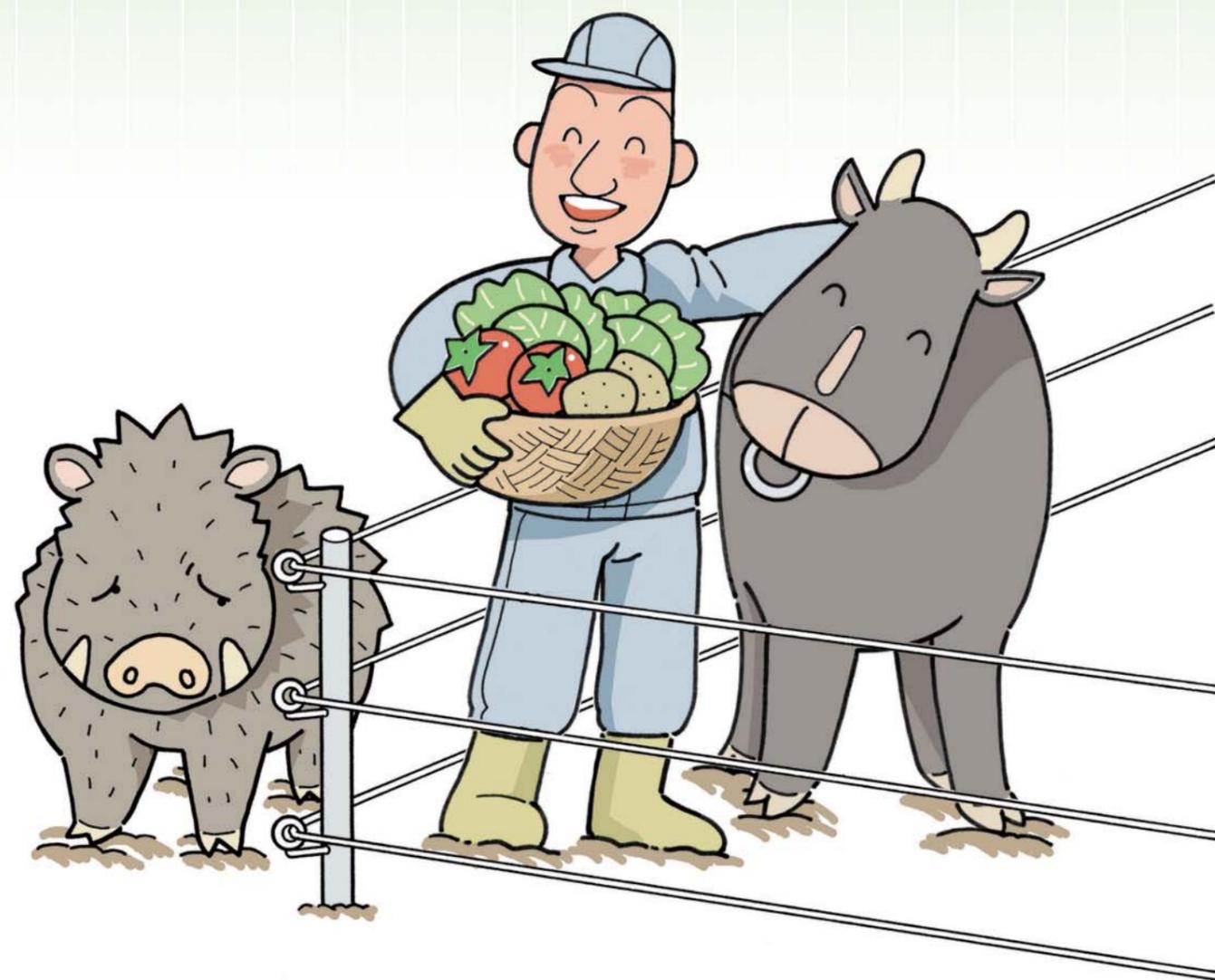
経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL : 03-3501-1742 FAX : 03-3580-8486

R100
この印刷物は古紙配合率100%
再生紙を使用しています。

鳥獣害対策用の 電気さくについて

平成27年7月

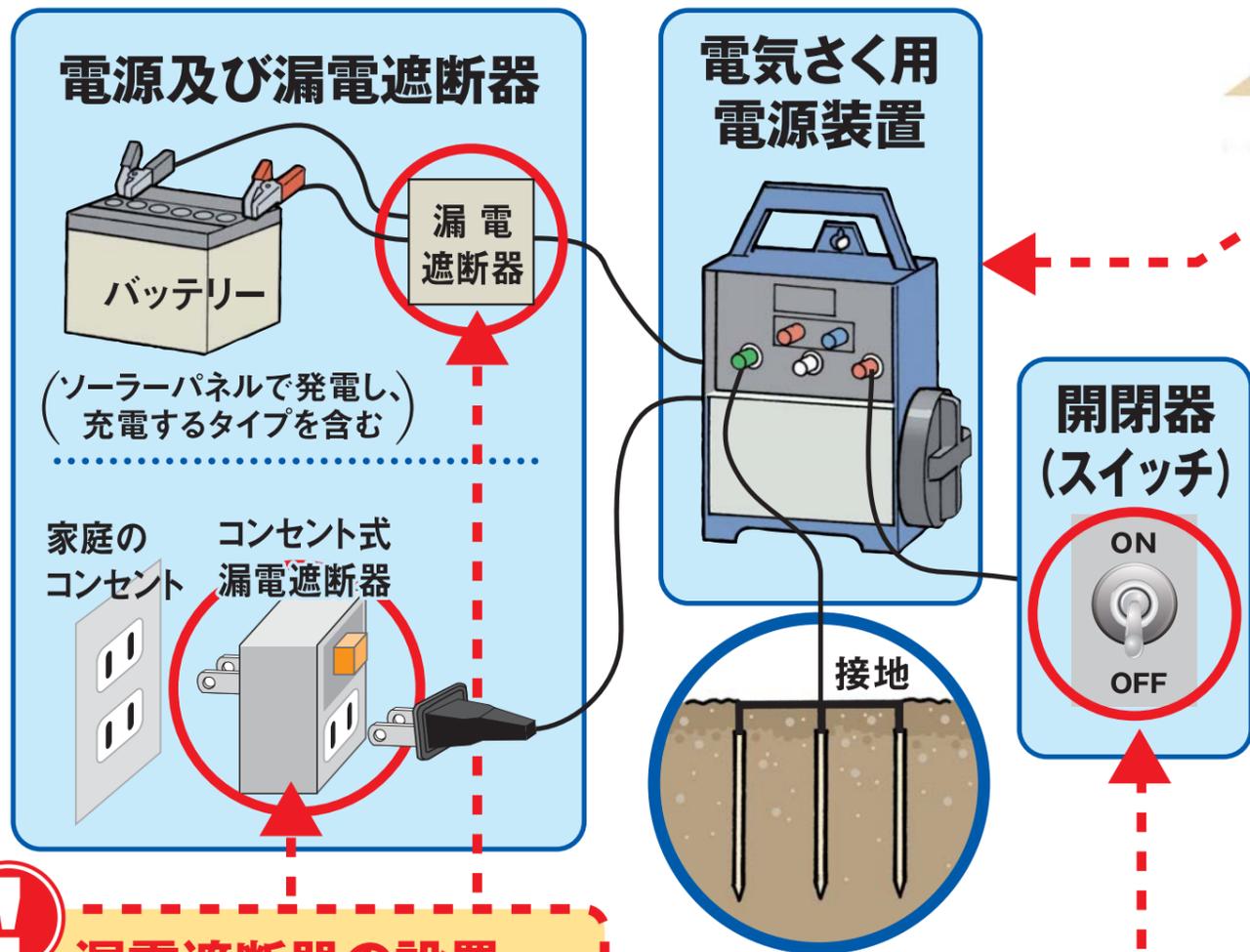


「電気さく」とは?

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

「電気さく」を設置する際の主な注意点

！ 電気さく用電源装置の使用
電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。



！ 漏電遮断器の設置
電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

！ 専用の開閉器 (スイッチ) の設置
電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から解放できるように、専用の開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。



！ 危険である旨の表示
電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行うことが必要です。